

障害者サービスと障害者差別解消法

ー日本図書館協会のガイドラインとチェックリストを中心にー

大阪府立中央図書館 杉田正幸

1. 日本図書館協会の取り組み

- (1) 図書館利用における障害者差別の解消に関する日本図書館協会宣言(2015年12月)
- (2) 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン(2016年3月)

2. 日本図書館協会障害者サービス委員会が取り組んだガイドライン

- (1) 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン(2013年9月2日)
- (2) 録音(DAISY)資料製作に関する全国基準(2011年12月6日)
- (3) 公共図書館の障害者サービスにおける資料変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドラインー図書館と点訳者・音訳者・対面朗読者、ボランティア等との関係(2005年4月4日)

3. 障害者サービスに関係するガイドライン・指針

- (1) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)
- (2) 図書館等のためのわかりやすい情報・資料ガイドライン(2016年12月2日ドラフト版)
- (3) IFLA ディスレクシアの人のための図書館サービスのガイドライン 改訂・増補版(2015年3月):2016年8月の附属書で調布市立図書館・川越市立図書館の事例を紹介。
- (4) 『読みやすい図書のためのIFLA指針 IFLA専門報告書第120号 改訂版』 日本図書館協会 2012年6月発行
- (5) 『聴覚障害者に対する図書館サービスのためのIFLA指針 第2版』 日本図書館協会 2003年3月発行

4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

- (1) 「障害者の権利に関する条約」批准までの国内法の整備と差別解消法の目的
 - ① 障害者の権利に関する条約 2006年12月国連採択
 - ② 著作権法第37条第3項 2009年6月改正
 - ③ 障害者基本法 2011年8月改正

- ④障害者総合支援法 2012年6月公布
- ⑤障害者差別解消法 2013年6月制定
- ⑥障害者の権利に関する条約 2014年1月批准
- ⑦障害者差別解消法 2016年4月施行

(2) 2016年4月 国や地方公共団体に合理的配慮の提供を義務化、民間には努力義務化

(3) 障害者差別解消法のポイント

- ①「不当な差別的取扱いの禁止」→民間事業者を含むすべてに求めている
- ②社会的障壁を除去するための「合理的配慮の提供」(義務)
- ③「基礎的環境整備」(努力義務)

5. 障害者サービスの定義と目的

定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」

障害者サービスは図書館のすべてのサービスの基礎

障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある

6. 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン

目次のみ掲載(詳細はガイドライン参照)

目次

1 基本事項

- (1) ガイドラインの目的…………… 3
- (2) ガイドラインの構成…………… 3
- (3) ガイドラインの更新…………… 3
- (4) 対象となる図書館…………… 4
- (5) 対象となる障害者…………… 4
- (6) 対象となる業務、サービス…………… 4

2 障害を理由とする差別と図書館に求められる対応

- (1) 障害を理由とする差別とは…………… 4
- (2) 社会的障壁を除去するための合理的配慮と基礎的環境整備…………… 5
- (3) 差別解消法の考え方と障害者サービスとの関係…………… 5
- (4) 図書館における具体的取組み…………… 6

3 不当な差別的取扱いの禁止

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供…………… 6
- (2) 図書館における不当な差別的取扱いの例…………… 7
- (3) 図書館における不当な差別的取扱いにあたらぬものの例…………… 7
- (4) 図書館における社会的障壁の一例(合理的配慮または基礎的環境整備で対応するものの例)…………… 7

4	合理的配慮	
	(1) 合理的配慮の考え方	8
	(2) 過度な負担の考え方	8
	(3) 図書館における合理的配慮の例	8
5	基礎的環境整備	
	(1) 基礎的環境整備の考え方	9
	(2) 職員の資質向上のための研修会	9
	(3) 施設設備の整備	9
	(4) 読書支援機器	10
	(5) 障害者サービス用資料	10
	(6) サービス	11
	(7) アクセシブルな図書館ホームページ・広報等	11
	(8) 規則・ルール of 修正	11
6	ガイドライン実施のために必要なこと	
	(1) 相談体制と合理的配慮の判断・調整を行う責任者	12
	(2) 都道府県立図書館の役割	12
	(3) 障害当事者（家族、支援者を含む）の参加	13
	(4) 障害のある職員の活用	13
	用語解説	14
	参考資料	
	1 条約、法律等	17
	2 障害者権利条約と障害者差別解消法を学ぶために	17
	3 障害者サービスを学ぶために	17
	目次終わり	

7. 不当な差別的取扱いの禁止

- ①障害を理由にサービスの提供を拒否すること
- ②障害者でない者に対しては付さない条件を付けること

8. 合理的配慮

- (1) 合理的配慮とは
 - ①個々の依頼を受けて、図書館の利用を保障する活動・支援・工夫・ルールの変更
 - ②個々に合理的配慮ができるかどうか、またはその代替え方法を検討・判断する
→利用者 と 図書館 の 状況 により 判断
 - ③過度な負担でないこと
 - ④同じ合理的配慮が長期的にある・回数がある→基礎的環境整備として整える
 - ⑤職員が個人で考えるのではなく、図書館として組織で対応する
- (2) 過度な負担の考え方
 - ①やらない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考える

②同じ負担が度重なると過度な負担になる→職員個人の責任にしない

9. 基礎的環境整備

- ①障害者を含む利用者が利用できるようにサービス・システムを構築する
- ②施設設備だけではない→サービスや資料が重要
- ③現状ですぐにでもできることから始めて、計画的に整備を進めていく
- ④障害者と協力して内容を修正していく

10. 障がい者差別解消法ガイドラインを活用した 図書館サービスのチェックリスト

ガイドラインを活用して、図書館利用に何らかの障害のある人へのサービス・配慮等を行っているかを確認するためのもの。

チェックリストの構成（カテゴリー）

- 1 運営方針、サービス計画
- 2 合理的配慮の提供
- 3 サービスの実施
- 4 担当職員、研修
- 5 障害者サービス用資料
- 6 施設、設備、読書支援機器等
- 7 広報・ホームページ等
- 8 開催行事

別紙配布資料

別紙1：図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言

<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2785>

別紙2：図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html

別紙3：JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>